助成対象企業指定申請書類作成要領

１．助成対象企業指定申請書

・　申請（日）は、操業開始予定年月日の30日前までに行うこと。

・　建築面積等は、工場立地法の届出（工場の場合）、建築確認申請書と突合すること。

２．事業計画等概要書（添付様式１）

・　項目1「沿革」欄は、法人の沿革及び現況を記載した書類があれば、「別添参照」と記載の上、別途添付しても差し支えない。

・　項目４～８について、生産施設増設の場合は、増設後の全体計画数値を記載すること。  
また、項目８は、試験研究施設、旅館、情報処理関連施設、フィットネスクラブは記入不要である。

３．生産施設設置計画書（添付様式２）

　・　記載上の留意事項を参照に作成し、工場立地法の届出と突合すること。（工場の場合）

　・　物流拠点施設については、物流業務施設（物資の包装、荷役又は保管に係る業務のために専ら設けられる部分）の面積について記載すること

　・　コールセンターについては、情報処理の用に直接供される部分の面積について記載すること

４．環境施設等設置計画書（添付様式３）

　・　記載上の留意事項を参照に作成し、工場立地法の届出と突合すること。

５．従業員雇用計画書（添付様式４）

　・　１．新規採用予定者数と２（１）と（２）の合計が一致すること

　・　４．条例上の新規常用雇用者数の合計が、助成措置対象企業指定申請書の従業員数と一致すること。

６．資金調達計画書（添付様式５）

　・　項目３「既存借入金額」欄は、既存工場等における借入金がある場合、必ず記載すること。

７．投下固定資産額内訳書（添付様式６）

　・　償却資産の種類はできるだけ詳しく記入すること

８．公害防止計画書（添付様式７）

　・　項目４の産業廃棄物関係について、「種類」を明記し、他業者に委託する場合でも、その旨「処理方法」に記載すること。

９．主要な化学物質関係（添付様式８）

　・　該当のない場合はその旨を記入すること

１０．その他、以下の書類を添付すること。

　①　工場等位置図（管内図）

　②　工場等配置図（平面図、立面図、環境施設（緑地）配置図）

　③　工場内機械設備等配置図（機械、フロア等の名称を記載、平面図と兼ねても良い）

　④　建築確認申請書の写し

⑤　浄化槽設置届出書の写し

　⑥　その他、県環境部局への申請書（例：瀬戸内法の規定による特定施設設置許可申請書）の写し

　⑦　機械設備、浄化槽、焼却炉、ボイラーの仕様書（パンフレット）

　⑧　施設等を賃貸借する場合は賃貸借契約書の写し

　⑨　定款及び全部事項証明書（登記簿謄本）

　⑩　最終の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることが出来る書類

　⑪　町税の完納証明書（町税務課）

　⑫　個人住民税の特別徴収を実施していることを確認した書類（別添様式、町税務課）

１１．上記書類は、２部作成し、１部（正）提出、１部（副）保管すること。

１２．申請後に計画変更があった場合は、変更届出書（様式第3号）とともに変更に係る上記書類を添付すること。